

担当	令和6年12月20日 岐阜労働局職業安定部職業対策課 長 小山 和義 地方障害者雇用担当官 桐野 考造 電話 058-245-1314
----	---

報道関係者 各位

## 雇用障害者数15年連続過去最高を更新！

～・～ 令和6年 障害者雇用状況の集計結果を公表します ～・～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報告を求めています。

岐阜労働局（局長 原田浩一）では、このほど、岐阜県における民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

<p><b>【集計結果の主なポイント】</b>〔令和6年6月1日現在〕（ ）内は、前年数値</p> <p>&lt;民間企業&gt; {法定雇用率2.5%}</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・雇用障害者数は、7,998.0人（前年比3.26%増加）、過去最高を更新。</li><li>・実雇用率は2.53%（2.47%）と前年比0.06ポイント上昇【全国2.41%】</li><li>・法定雇用率達成企業の割合は53.0%（56.2%）と前年比3.2ポイント低下【全国46.0%】</li></ul> <p>&lt;公的機関&gt; {同2.8%、岐阜県教育委員会は2.7%}</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・岐阜県知事部局：雇用障害者数172.0人（166.5人）、実雇用率3.11%（3.04%）</li><li>・岐阜県警察：雇用障害者数22.0人（21.0人）、実雇用率3.64%（3.47%）</li><li>・岐阜県教育委員会：雇用障害者数340.0人（324.0人）、実雇用率2.64%（2.50%）</li><li>・市町村の機関：雇用障害者数721.0人（691.5人）、実雇用率2.84%（2.74%） → 市町村の一部機関を除き法定雇用率達成。</li></ul> <p>&lt;独立行政法人等&gt; {同2.8%}</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・雇用障害者数：57.5人（60.5人）、実雇用率2.43%（2.56%） → 4法人中、未達成法人は3法人。</li></ul> <p><b>【岐阜労働局・ハローワークの取組】</b></p> <p>&lt;民間企業&gt; 障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の段階から採用後の職場定着まで、関係機関との連携のもと、一貫したチーム支援を実施し雇入れ支援等を強化している。障害者の雇用促進のため、各地域にて障害者就職面接会を開催。</p> <p>&lt;公的機関&gt; 雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう雇用指導を実施。障害者の雇用促進のため、公的機関を対象とした障害者就職面接会を実施。</p>
---

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 1 民間企業における雇用状況

- 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合
  - ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は7,998.0人で、前年より3.26%（252.5人）増加し、過去最高となった。
  - ・ 雇用者のうち、身体障害者は3,844.5人（前年は3,795.0人、前年比1.3%増）、知的障害者は2,575.0人（同2,523.5人、同2.0%増）、精神障害者は1,578.5人（同1,427.0人、同10.6%増）と、いずれも前年より増加した。
  - ・ 実雇用率は、2.53%（前年は2.47%）、法定雇用率達成企業の割合は53.0%（同56.2%）であった。

〔総括表の1、グラフ①②、詳細表①〕

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では52.0人であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満規模企業で1,445.5人（前年は1,368.5人）、100～300人未満で2,204.0人（同2,175.0人）、300～500人未満で685.5人（同657.0人）、500～1,000人未満で798.5人（同801.5人）、1,000人以上で2,812.5人（2,743.5人）と、500～1,000人未満以外の規模で前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では1.39%であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満で2.34%（前年は2.24%）、100～300人未満で2.52%（同2.49%）、300～500人未満で2.28%（同2.28%）、500～1,000人未満で2.53%（同2.41%）、1,000人以上で2.77%（同2.67%）と、300～500人未満以外の規模で前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では33.3%であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満が52.8%（前年は53.6%）、100～300人未満が57.0%（同60.2%）、300～500人未満が44.7%（同53.7%）、500～1,000人未満が60.0%（同62.5%）、1,000人以上が51.7%（同57.1%）となり、全ての規模で前年を下回った。

〔詳細表②〕

### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別に雇用されている障害者の数をみると、「農林漁業」が26.5人、「建設業」が133.5人、「製造業」が2,548.0人、「情報通信業」が78.0人、「運輸業、郵便業」が636.5人、「卸売業、小売業」が878.5人、「金融業、保険業」が207.0人、「不動産業、物品賃貸業」が30.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が224.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が78.0人、「生活関連サービス業、娯楽

業」が404.5人、「教育、学習支援業」が74.5人、「医療、福祉」が1,284.5人、「複合サービス事業」が183.5人、「サービス業」が1,209.0人、「その他」（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」）が2.0人で、「農林漁業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「その他」以外の産業で前年を上回った。

- ・ 産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業、娯楽業」（3.15%）、「医療、福祉」（3.15%）、「複合サービス事業」（2.99%）、「サービス業」（2.76%）の4業種が法定雇用率を上回っている。

[詳細表③]

#### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は844社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）は71.2%（601社）を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、57.9%（489社）となっている。

[詳細表④]

## 2 公的機関における在職状況

### (1) 岐阜県知事部局（法定雇用率2.8%）

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は172.0人で、前年より3.3%（5.5人）増加しており、実雇用率は3.11%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

[総括表2（1）]

### (2) 岐阜県警察本部（法定雇用率2.8%）

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は22人で、前年より4.8%（1.0人）増加しており、実雇用率は3.64%と、前年に比べ0.17ポイント上昇した。

[総括表2（2）]

### (3) 岐阜県教育委員会（法定雇用率2.7%）

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は340.0人で、前年より4.9%（16.0人）増加しており、実雇用率は2.64%と、前年に比べ0.14ポイント上昇した。

[総括表2（3）]

### (4) 市町村等の機関（法定雇用率2.8%）

市町村の機関に在職している障害者の数は721.0人で、前年より4.3%（29.5人）増加しており、実雇用率は2.84%と、前年に比べ0.1ポイント上昇した。48機関中37機関が達成し、未達成機関は11機関となった。

[総括表2（4）、詳細表⑥⑦]

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は57.5人で、実雇用率は2.43%と、前年に比べ0.13ポイント低下した。

4法人中、未達成法人は3法人となった。

[総括表3、詳細表⑧]

## 令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	316,281.0 人	7,998.0 人 [ 人 ]	2.53 %	950 / 1,794	53.0 %
	( 312,999.0 人 )	( 7,745.5 人 )	( 2.47 % )	( 939 / 1,671 )	( 56.2 % )

※[ ]内は実人員。以下同じ。

### 2 公的機関における在職状況

#### (1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県知事部局	5,527.5 人	172.0 人	3.11 %	0.0 人
	( 5,478.5 人 )	( 166.5 人 )	( 3.04 % )	( 0.0 人 )

#### (2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県警察本部	604.0 人	22.0 人	3.64 %	0.0 人
	( 606.0 人 )	( 21.0 人 )	( 3.47 % )	( 0.0 人 )

#### (3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県教育委員会	12,874.5 人	340.0 人	2.64 %	7.0 人
	( 12,943.0 人 )	( 324.0 人 )	( 2.50 % )	( 0.0 人 )

(4) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	25,383.0 人	721.0 人	2.84 %	37 / 48	77.1 %
	( 25,225.5 人 )	( 691.5 人 )	( 2.74 % )	( 42 / 46 )	( 91.3 % )

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	2,365.0 人	57.5 人	2.43 %	1 / 4	25.0 %
	( 2,364.0 人 )	( 60.5 人 )	( 2.56 % )	( 3 / 4 )	( 75.0 % )

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 4 ( )内は、令和5年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

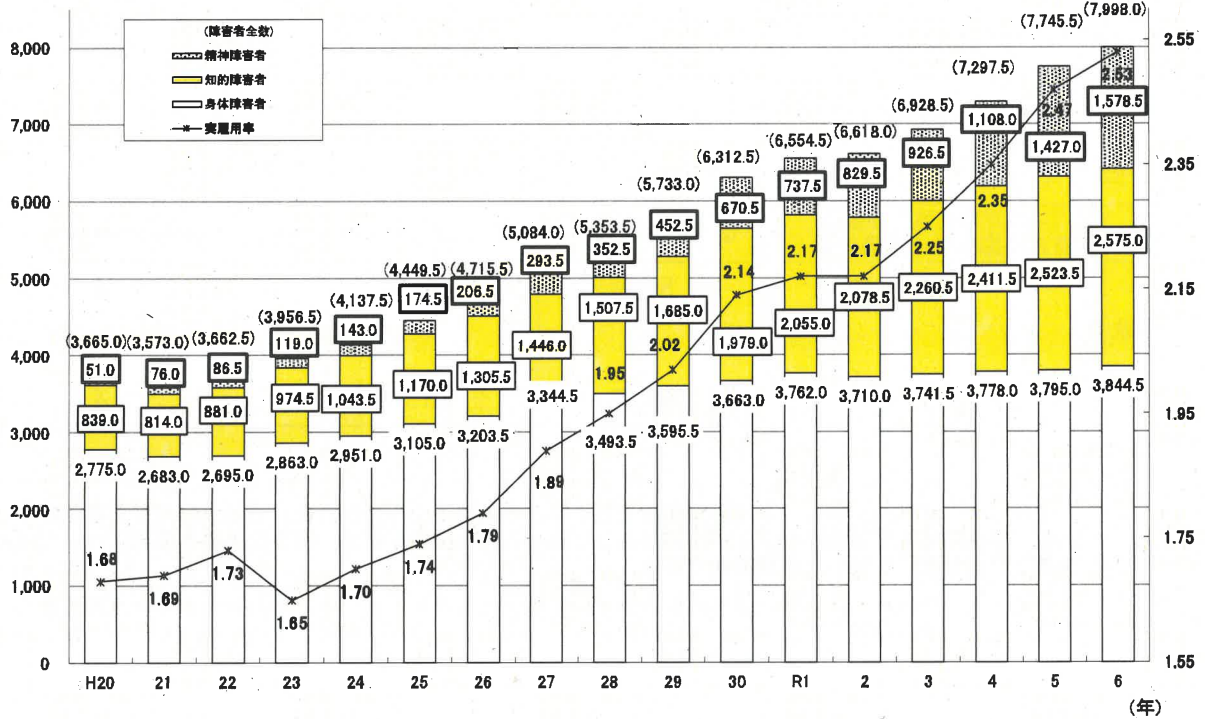
# 民間企業における障害者の雇用状況【岐阜労働局】

## (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

【グラフ①】

<雇用障害者の数(人)>

<実雇用率(%)>



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模の企業、令和6年以降は40.0人以上の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年から平成22年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者・精神障害者

精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年から令和5年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者  
重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

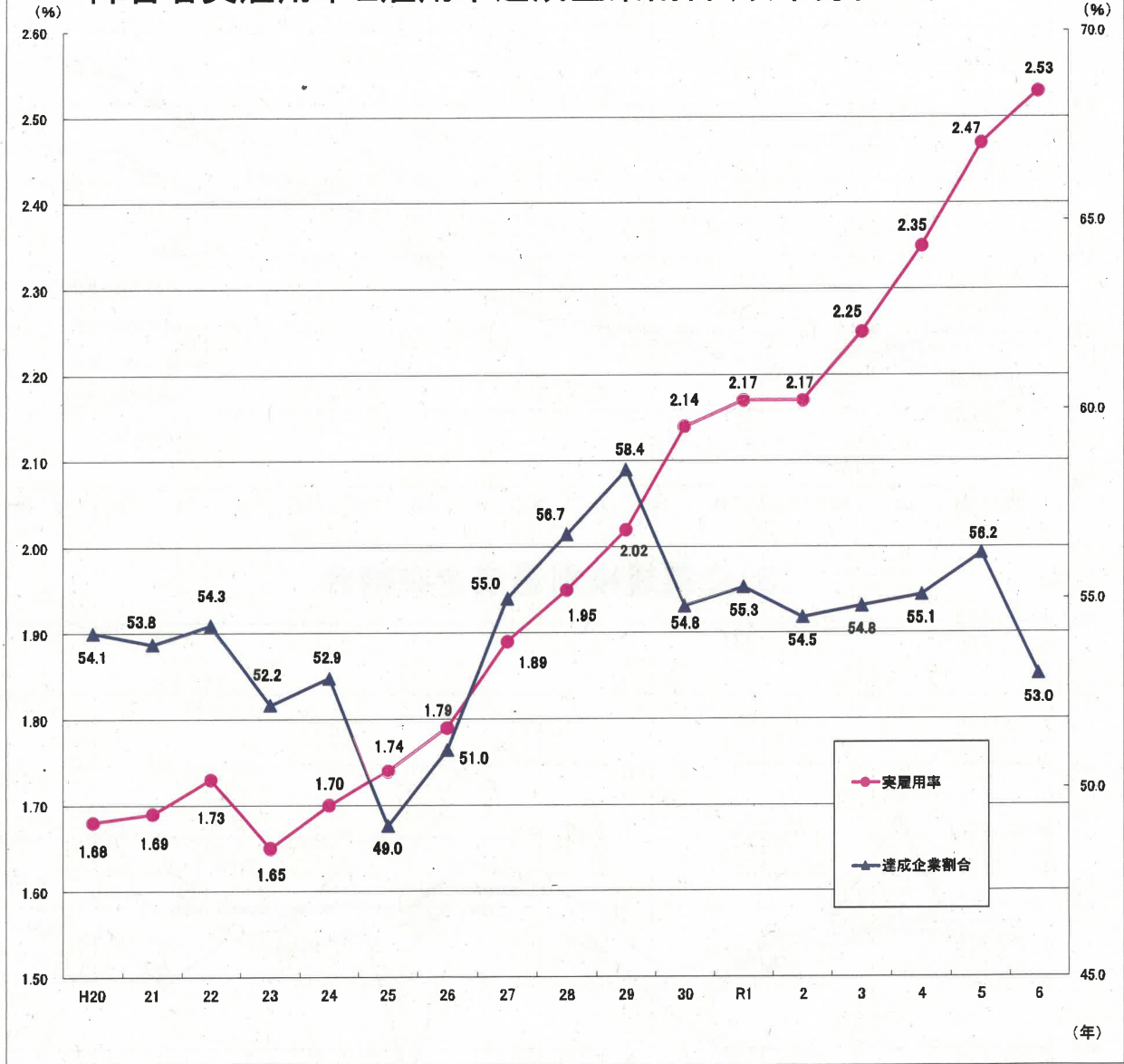
令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、  
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）  
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

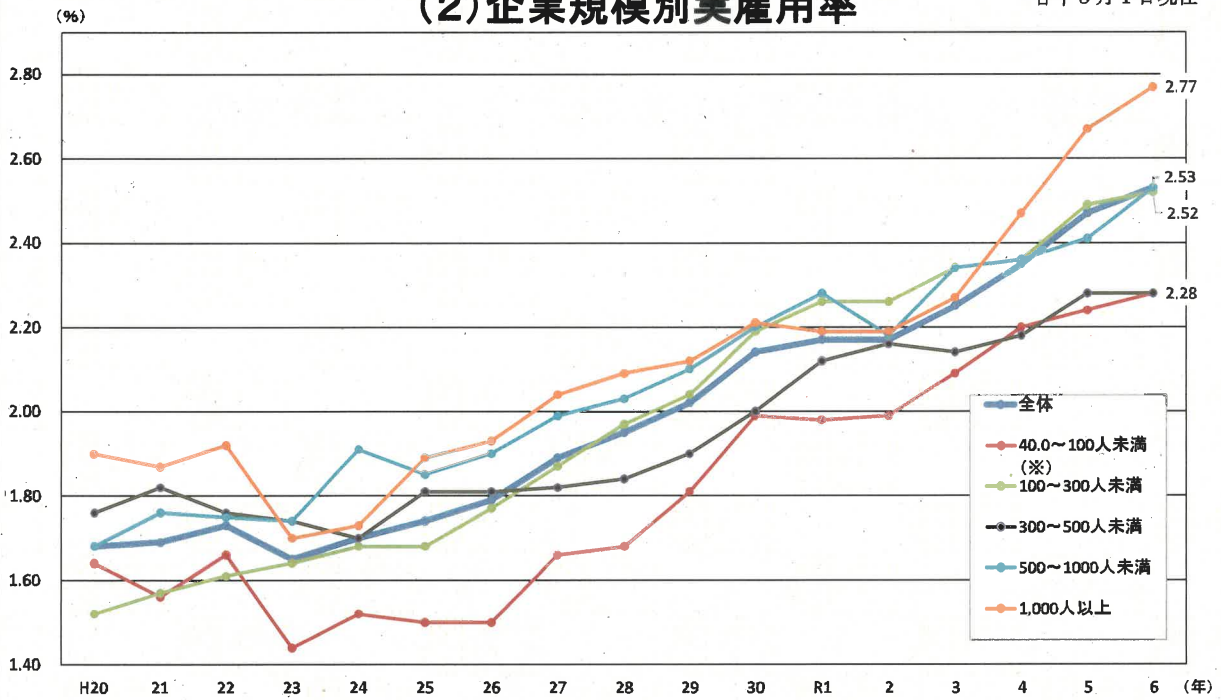
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降2.5%となっている。

障害者実雇用率と雇用率達成企業割合(岐阜労働局) 【グラフ②】

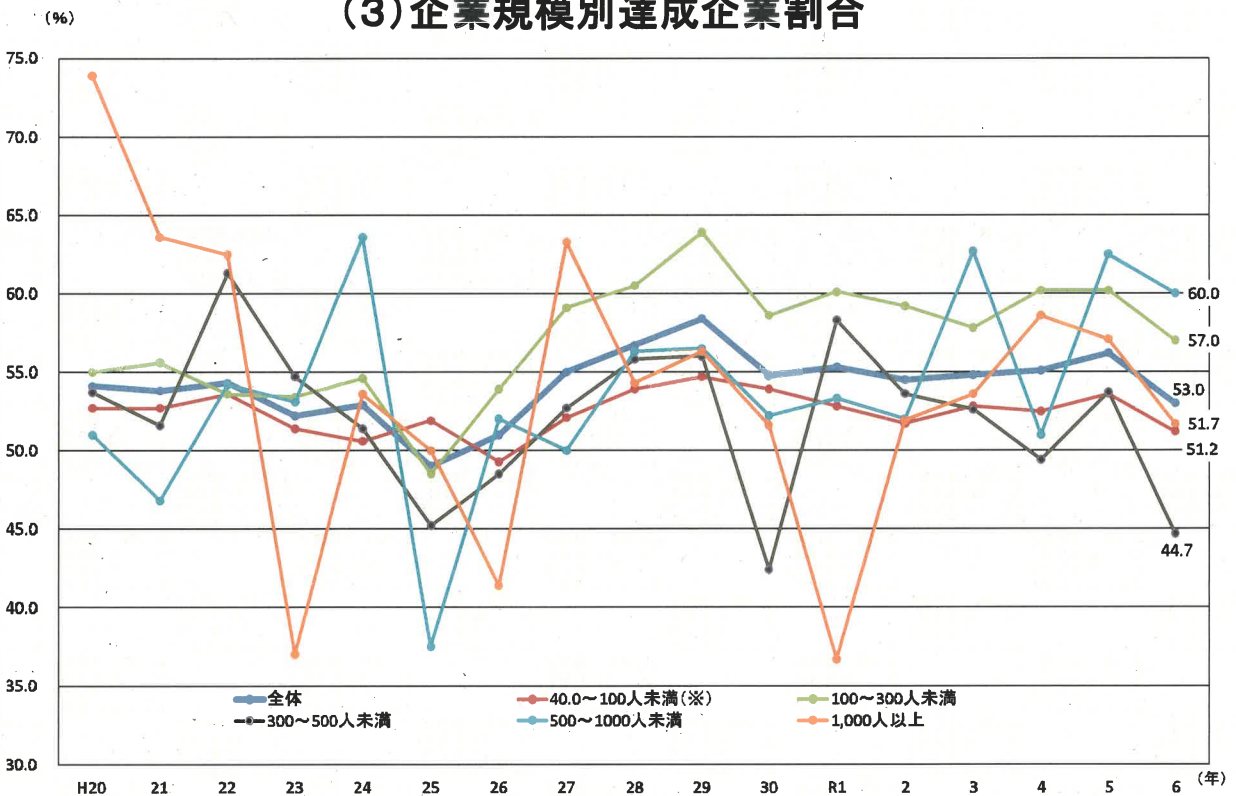


## (2) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



## (3) 企業規模別達成企業割合



※平成24年までは56~100人未満, 25年から29年までは50~100人未満, 30年から2年までは45.5~100人未満, 3年から5年までは43.5~100人未満, 6年から40.0~100人未満



#### (4) 産業別実雇用率

	全体	農・林・漁業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	その他
平成27年	1.89	2.47	1.35	1.96	1.19	2.16	1.66	1.78	0.92	1.05	1.89	1.84	1.20	2.17	2.08	2.08	0.27
平成28年	1.95	1.96	1.47	2.04	1.20	2.22	1.83	1.73	0.92	1.14	2.13	1.86	1.26	2.21	1.99	1.87	0.81
平成29年	2.02	1.83	1.36	2.08	1.28	2.11	1.67	1.90	0.87	1.22	2.23	1.87	1.46	2.48	2.03	2.18	0.56
平成30年	2.14	2.30	1.46	2.15	1.06	2.18	1.85	2.00	0.90	1.37	2.12	2.75	1.30	2.57	2.03	2.23	0.88
令和元年	2.17	2.86	1.54	2.15	1.16	2.22	1.86	1.98	1.33	1.43	2.16	2.80	1.30	2.75	2.55	2.14	0.32
令和2年	2.17	2.76	1.49	2.14	1.31	1.93	1.84	2.09	1.34	1.66	1.85	2.82	1.66	2.85	2.47	2.19	0.93
令和3年	2.25	2.59	1.66	2.19	1.75	2.08	1.88	2.21	1.23	1.69	1.99	3.08	1.67	2.80	2.48	2.38	1.22
令和4年	2.35	2.32	1.55	2.25	1.83	2.31	1.91	2.27	1.60	1.66	1.89	3.21	1.69	2.98	2.64	2.58	1.19
令和5年	2.47	2.49	1.73	2.31	2.00	2.47	2.02	2.40	1.89	1.96	2.00	3.34	1.69	3.21	2.89	2.67	1.19
令和6年	2.53	2.41	1.76	2.37	2.13	2.36	2.28	2.38	2.34	2.25	2.36	3.15	1.96	3.15	2.99	2.76	1.20

#### (5) 産業別達成割合

	全体	農・林・漁業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	その他
平成27年	55.0	100.0	39.1	62.2	27.8	63.1	37.6	40.0	25.0	25.0	66.7	45.2	40.0	64.8	44.4	48.0	0.0
平成28年	56.7	71.4	43.5	63.7	22.2	63.6	41.6	27.8	37.5	43.3	68.4	39.0	42.9	67.4	30.0	50.0	33.3
平成29年	58.4	75.0	47.9	63.9	29.4	62.3	45.5	60.0	28.6	32.3	76.0	44.4	40.9	70.1	40.0	48.8	50.0
平成30年	54.8	71.4	42.3	62.5	11.1	52.7	43.5	47.6	25.0	42.9	70.4	42.9	27.6	63.0	18.2	48.2	50.0
令和元年	55.3	100.0	46.9	60.4	12.5	52.6	42.6	42.9	55.6	47.2	67.9	41.1	31.3	68.3	70.0	46.6	0.0
令和2年	54.5	87.5	43.6	59.4	17.6	53.8	41.3	50.0	60.0	48.6	59.4	41.7	41.4	67.0	77.8	41.0	33.3
令和3年	54.8	87.5	50.8	58.1	38.9	59.3	42.1	43.5	50.0	45.0	61.8	45.3	36.7	64.0	55.6	50.0	50.0
令和4年	55.1	75.0	46.2	59.0	52.6	55.4	39.3	54.5	46.7	45.9	51.6	54.0	37.1	67.8	45.5	46.4	50.0
令和5年	56.2	66.7	50.7	61.4	52.6	53.7	37.6	59.1	46.2	52.8	47.1	61.7	40.6	68.2	72.7	43.0	50.0
令和6年	53.0	54.5	45.7	55.9	45.5	51.7	37.5	57.1	53.3	55.0	59.5	50.0	44.4	65.4	72.7	42.8	50.0

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 5%
  - （40.0人以上規模の企業）
  - 特殊法人等 …………… 2. 8%
  - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
  
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
- （36.0人以上規模の機関）
  
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
- （37.5人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

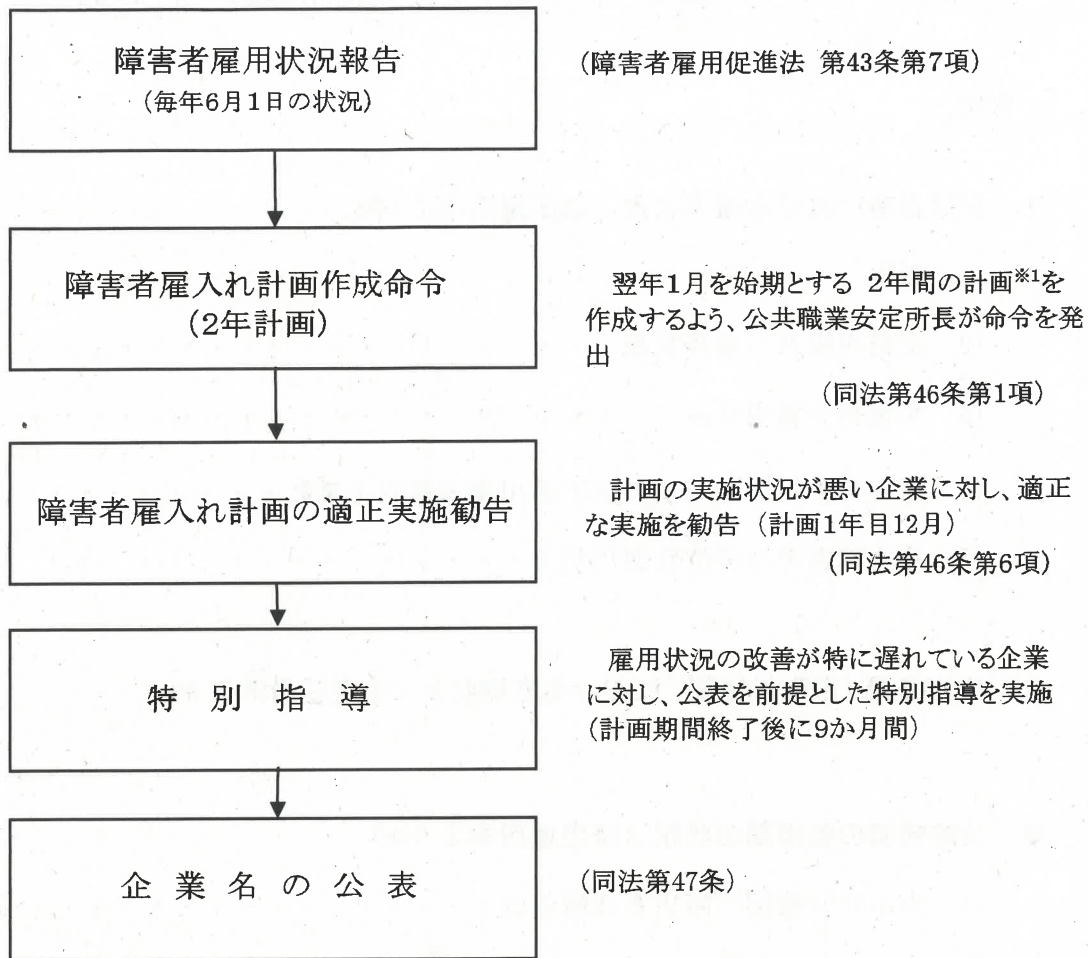
【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和5年度の実績<sup>※2</sup>
  - \*「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 219社
  - \*障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 63社
  - \*「特別指導」の実施 33社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 502社(令和5年度)
- 企業名の公表
  - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
  - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
  - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
  - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
  - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
  - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)、令和5年度 1社(再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

## 令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### <目次>

- 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.5%）
  - (1) 概況 . . . . . ①
  - (2) 企業規模別の雇用状況 . . . . . ②
  - (3) 産業別の雇用状況 . . . . . ③
  - (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 . . . . . ④
  - (5) 身体障害者の部位別雇用状況 . . . . . ⑤
  
- 2 公的機関（市町村機関）における在職状況（法定雇用率 2.8%） . . . . . ⑥
  
- 3 公的機関の各機関の状況（法定雇用率 2.8%）
  - (1) 各市町村機関の障害者在職状況 . . . . . ⑦
  - (2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況 . . . . . ⑧
  - (3) 公立大学法人の障害者雇用状況 . . . . . ⑧

1 民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率)

(1)概況

①概況

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者の短時間労働者並びに重度身体障害者及び重度知的障害者である特定短時間労働者(注3)(注4)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注5)			
企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
1,794 (1,671)	316,281.0 (312,999.0)	1,400 (1,387)	263 (246)	4,481 (4,409)	908 (633)	7,998.0 (7,745.5)	750.5 (763.5)	2.53 (2.47)	950 (939)	53.0 (56.2)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注5)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	e. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+d+(c+a)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注5)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+d+(c+a)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注6)	o. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注5)	f. 計 o+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注6)	
岐阜県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	7,998.0 (7,745.5)	1,005 (992)	167 (171)	66 -	1,494 (1,495)	281 (290)	3,844.5 (3,795.0)	253.0 (241.0)	395 (395)	96 (75)	15 -	1,521 (1,487)	321 (343)	2,575.0 (2,523.5)	218.0 (235.5)	985 (896)	481 (531)	225 -	1,578.5 (1,427.0)	279.5 (287.0)	

〔(1)①表の注〕

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者の短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、C欄の精神障害者である短時間労働者については、令和5年4月1日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、C、D欄の短時間労働者は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 4 D欄の特定短時間労働者とは、令和6年4月より短時間労働者のうち1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である。
- 5 F欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔(1)②表の注〕

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④ f欄の計である。
- 2 ②③e欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③ f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③o欄の重度の身体障害者及び知的障害者である特定短時間労働者、②③e欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに④e欄の精神障害者である特定短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③ f欄並びに④ f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③の a、d欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③の b、e欄及び④ d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③の c欄及び④e欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 6 ②③④ g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は、令和5年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

【詳細表 ②】

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者の短時間労働者並びに重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)(注4)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注5)			
規模計	企業 1,794 (1,671)	人 316,281.0 (312,999.0)	人 1,400 (1,387)	人 263 (246)	人 4,481 (4,409)	人 908 (633)	人 7,998.0 (7,745.5)	人 750.5 (763.5)	% 2.53 (2.47)	企業 950 (939)	% 53.0 (56.2)
40～ 100未満	1,063 (947)	65,599.5 (60,973.0)	212 (191)	80 (73)	894 (816)	199 (195)	1,497.5 (1,368.5)	199.0 (152.5)	2.28 (2.24)	544 (508)	51.2 (53.6)
100～ 300未満	572 (566)	87,573.0 (87,303.5)	407 (418)	72 (62)	1,228 (1,206)	180 (142)	2,204.0 (2,175.0)	194.5 (202.0)	2.52 (2.49)	326 (341)	57.0 (60.2)
300～ 500未満	85 (82)	30,066.5 (28,774.0)	138 (136)	15 (13)	373 (356)	43 (32)	685.5 (657.0)	52.5 (51.5)	2.28 (2.28)	38 (44)	44.7 (53.7)
500～ 1,000未満	45 (48)	31,561.0 (33,258.0)	162 (167)	17 (9)	435 (439)	45 (39)	798.5 (801.5)	94.0 (81.5)	2.53 (2.41)	27 (30)	60.0 (62.5)
1,000以上	29 (28)	101,481.0 (102,690.5)	481 (475)	79 (89)	1,551 (1,592)	441 (225)	2,812.5 (2,743.5)	210.5 (276.0)	2.77 (2.67)	15 (16)	51.7 (57.1)

注 (1)①の表と同じ

令和5年より精神障害者である短時間労働者であっても1人分とカウントしています。

令和6年より重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者を0.5人分としてカウントしています。

②障害種別雇用状況

区分	①	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
	障害者の数 (注1)	a.重度身体 障害者(注 4)	b.重度身体 障害者であ る短時間労 働者(注4)	c.重度身体 障害者であ る特定短時 間労働者(注 5)	d.重度以外の 身体障害者 (注4)	e.重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者 (注4)	f.計 $a \times 2 + b + d$ $+ (c + e) \times$ $0.5$ (注2)(注 3)	g.うち新規 雇用分(注 6)	a.重度知的 障害者(注 4)	b.重度知的 障害者であ る短時間労 働者(注4)	c.重度知的 障害者であ る特定短時 間労働者(注 5)	d.重度以外 の知的障害 者(注4)	e.重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者 (注4)	f.計 $a \times 2 + b + d$ $+ (c + e) \times$ $0.5$ (注2)(注 3)	g.うち新規 雇用分(注 6)	c.精神障害 者(注4)	d.精神障害 者である短 時間労働者 (注4)	e.精神障害 者である特 定短時間労 働者(注5)	f.計 $c + d + e \times$ $0.5$ (注3)	g.うち新規 雇用分(注 6)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
規模計	7,998.0 (7,745.5)	1,005 (992)	167 (171)	66 -	1,494 (1,495)	281 (290)	3,844.5 (3,795.0)	253.0 (241.0)	395 (395)	96 (75)	15 -	1,521 (1,487)	321 (343)	2,575.0 (2,523.5)	218.0 (235.5)	985 (896)	481 (531)	225 -	1,578.5 (1,427.0)	279.5 (287.0)
40～ 100未満	1,497.5 (1,368.5)	150 (135)	54 (56)	7 -	346 (317)	76 (82)	741.5 (684.0)	/	62 (56)	26 (17)	5 -	237 (220)	104 (113)	441.5 (405.5)	/	176 (137)	135 (142)	7 -	314.5 (279.0)	/
100～ 300未満	2,204.0 (2,175.0)	288 (293)	43 (41)	13 -	444 (442)	77 (76)	1,108.0 (1,107.0)	/	119 (125)	29 (21)	3 -	431 (432)	71 (66)	735.0 (736.0)	/	275 (256)	78 (76)	16 -	361.0 (332.0)	/
300～ 500未満	685.5 (657.0)	110 (109)	10 (9)	3 -	142 (144)	21 (19)	384.0 (380.5)	/	28 (27)	5 (4)	1 -	110 (106)	14 (13)	178.5 (170.5)	/	97 (84)	24 (22)	4 -	123.0 (106.0)	/
500～ 1,000未満	798.5 (801.5)	120 (122)	10 (5)	6 -	157 (164)	20 (24)	420.0 (425.0)	/	42 (45)	7 (4)	1 -	156 (145)	17 (15)	256.0 (246.5)	/	97 (98)	25 (32)	1 -	122.5 (130.0)	/
1,000以上	2,812.5 (2,743.5)	337 (333)	50 (60)	37 -	405 (428)	87 (89)	1,191.0 (1,198.5)	/	144 (142)	29 (29)	5 -	587 (584)	115 (136)	964.0 (965.0)	/	340 (321)	219 (259)	197 -	657.5 (580.0)	/

注 (1)②の表と同じ  
 令和5年より精神障害者である短時間労働者であっても1人分とカウントしています。  
 令和6年より重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者を0.5人分としてカウントしています。

## (3) 産業別の雇用状況

【詳細表 ③】

## ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数				E計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	Fうち新規雇用分(注5)	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者の短時間労働者並びに重度身体障害者及び重度知的障害者である特定短時間労働者(注3)(注4)					
産業計	企業 1,794 (1,671)	人 316,281.0 (312,999.0)	人 1,400 (1,387)	人 263 (246)	人 4,481 (4,409)	人 908 (633)	人 7,998.0 (7,745.5)	人 750.5 (763.5)	% 2.53 (2.47)	企業 950 (939)	% 53.0 (56.2)
農、林、漁業	企業 11 (9)	人 1,098.0 (1,083.5)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 15 (16)	人 3 (2)	人 26.5 (27.0)		% 2.41 (2.49)	企業 6 (6)	% 54.5 (66.7)
建設業	81 (67)	7,582.0 (6,866.0)	25 (25)	2 (1)	81 (67)	1 (2)	133.5 (119.0)		1.76 (1.73)	37 (34)	45.7 (50.7)
製造業	682 (642)	107,689.0 (105,843.0)	524 (521)	47 (30)	1,420 (1,351)	66 (51)	2,548.0 (2,448.5)		2.37 (2.31)	381 (394)	55.9 (61.4)
情報通信業	22 (19)	3,668.0 (3,444.0)	22 (19)	2 (2)	32 (29)	0 (0)	78.0 (69.0)		2.13 (2.00)	10 (10)	45.5 (52.6)
運輸業、郵便業	87 (82)	26,989.5 (27,489.0)	112 (113)	14 (18)	376 (415)	45 (39)	636.5 (678.5)		2.36 (2.47)	45 (44)	51.7 (53.7)
卸売業、小売業	224 (205)	38,469.5 (38,079.0)	118 (110)	29 (32)	472 (464)	283 (107)	878.5 (769.5)		2.28 (2.02)	84 (77)	37.5 (37.6)
金融業、保険業	21 (22)	8,702.0 (12,117.0)	54 (71)	3 (4)	92 (137)	8 (15)	207.0 (290.5)		2.38 (2.40)	12 (13)	57.1 (59.1)
不動産業・物品賃貸業	15 (13)	1,284.0 (1,165.5)	4 (3)	3 (2)	19 (14)	0 (0)	30.0 (22.0)		2.34 (1.89)	8 (6)	53.3 (46.2)
学術研究、専門・技術サービス業	40 (36)	9,941.5 (7,851.5)	45 (26)	3 (5)	128 (82)	6 (9)	224.0 (153.5)		2.25 (1.96)	22 (19)	55.0 (52.8)
宿泊業、飲食サービス業	37 (34)	3,303.5 (3,224.0)	10 (9)	3 (2)	47 (39)	16 (11)	78.0 (64.5)		2.36 (2.00)	22 (16)	59.5 (47.1)
生活関連サービス業、娯楽業	50 (47)	12,829.0 (12,714.0)	95 (101)	7 (5)	193 (205)	29 (25)	404.5 (424.5)		3.15 (3.34)	25 (29)	50.0 (61.7)
教育、学習支援業	36 (32)	3,805.0 (3,660.0)	21 (17)	1 (0)	29 (27)	5 (2)	74.5 (62.0)		1.96 (1.69)	16 (13)	44.4 (40.6)
医療、福祉	309 (299)	40,780.5 (39,910.0)	172 (182)	82 (84)	747 (733)	223 (200)	1,284.5 (1,281.0)		3.15 (3.21)	202 (204)	65.4 (68.2)
複合サービス事業	11 (11)	6,145.0 (6,357.0)	38 (40)	2 (1)	102 (100)	7 (6)	183.5 (184.0)		2.99 (2.89)	8 (8)	72.7 (72.7)
サービス業	166 (151)	43,828.5 (43,027.0)	155 (145)	64 (59)	727 (719)	216 (164)	1,209.0 (1,150.0)		2.76 (2.67)	71 (65)	42.8 (43.0)
その他	2 (2)	166.0 (168.5)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2.0 (2.0)		1.20 (1.19)	1 (1)	50.0 (50.0)

注 (1)①の表と同じ





③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数(注1)	③ 障害者の数					E計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	Fうち新規雇用 分(注5)	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者(注 3)	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働 者(注3)	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者及 び精神障害者 である短時間 労働者(注3)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 の短時間労働 者並びに重度 身体障害者及 び重度知的障 害者及び精神 障害者である 特定短時間労働 者(注3)(注 4)						
製造業計	企業 682 (642)	人 107,689.0 (105,843.0)	人 524 (521)	人 47 (30)	人 1,420 (1,351)	人 66 (51)	人 2,548.0 (2,448.5)	人 219.0 (222.5)	% 2.37 (2.31)	企業 381 (394)	% 55.9 (61.4)	
食料品・ たばこ	企業 73 (69)	人 9,471.0 (9,115.0)	人 39 (32)	人 9 (4)	人 146 (127)	人 11 (7)	人 238.5 (198.5)	人 27.0 (22.0)	% 2.52 (2.18)	企業 49 (43)	% 67.1 (62.3)	
繊維工業	24 (23)	2,724.0 (2,677.5)	13 (14)	1 (1)	44 (38)	3 (1)	72.5 (67.5)	12.0 (7.0)	2.66 (2.52)	14 (15)	58.3 (65.2)	
木材・家具	28 (25)	3,651.0 (3,800.0)	17 (21)	1 (0)	55 (66)	0 (0)	90.0 (108.0)	9.0 (14.0)	2.47 (2.84)	15 (19)	53.6 (76.0)	
パルプ・ 紙・印刷	54 (49)	5,806.0 (5,580.5)	29 (30)	7 (5)	50 (49)	7 (1)	118.5 (114.5)	10.5 (8.5)	2.04 (2.05)	25 (25)	46.3 (51.0)	
化学工業	67 (68)	14,898.5 (14,924.5)	75 (69)	3 (1)	181 (187)	9 (10)	338.5 (331.0)	36.0 (37.5)	2.27 (2.22)	34 (37)	50.7 (54.4)	
窯業・土石	72 (62)	7,571.0 (7,209.5)	38 (35)	6 (1)	99 (94)	3 (3)	182.5 (166.5)	12.0 (7.0)	2.41 (2.31)	46 (44)	63.9 (71.0)	
鉄鋼	12 (11)	1,412.5 (1,435.0)	5 (6)	0 (0)	22 (26)	0 (0)	32.0 (38.0)	0.0 (3.0)	2.27 (2.65)	5 (6)	41.7 (54.5)	
非鉄金属	15 (12)	2,789.0 (2,341.5)	12 (14)	2 (1)	43 (35)	0 (1)	69.0 (64.5)	0.0 (1.0)	2.47 (2.75)	8 (8)	53.3 (66.7)	
金属製品	76 (71)	8,914.5 (8,645.0)	33 (34)	1 (1)	147 (140)	9 (6)	218.5 (212.0)	17.5 (23.5)	2.45 (2.45)	47 (48)	61.8 (67.6)	
電気機械	51 (53)	15,499.0 (15,332.0)	101 (102)	6 (8)	189 (170)	11 (10)	402.5 (387.0)	38.5 (55.5)	2.60 (2.52)	29 (36)	56.9 (67.9)	
その他機 械	172 (164)	30,785.5 (30,699.5)	152 (152)	9 (7)	377 (356)	9 (6)	694.5 (670.0)	45.5 (33.5)	2.26 (2.18)	85 (92)	49.4 (56.1)	
その他	38 (35)	4,167.0 (4,083.0)	10 (12)	2 (1)	67 (63)	4 (6)	91.0 (91.0)	11.0 (10.0)	2.18 (2.23)	24 (21)	63.2 (60.0)	

注 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	②身体障害者の数							③知的障害者の数					④精神障害者の数				
	① 障害者の数 (注1)	a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度身体障害者である特定短時間労働者(注5)	d.重度以外の身体障害者(注4)	e. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	f.計 a×2+b+d+(c+e)×0.5 (注2)(注3)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度知的障害者である特定短時間労働者(注5)	d.重度以外の知的障害者(注4)	e. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	f.計 a×2+b+d+(c+e)×0.5 (注2)(注3)	g.精神障害者(注4)	h.精神障害者である短時間労働者(注4)	i.精神障害者である特定短時間労働者(注5)	j.計 g+d+e×0.5 (注3)
製造業計	人 2,548.0 (2,448.5)	人 372 (372)	人 23 (19)	人 2 -	人 482 (500)	人 30 (29)	人 1,265.0 (1,277.5)	人 152 (149)	人 24 (11)	人 4 -	人 604 (554)	人 26 (22)	人 947.0 (874.0)	人 304 (263)	人 30 (34)	人 4 -	人 336.0 (297.0)
食料品・たばこ	人 238.5 (198.5)	人 30 (25)	人 1 (1)	人 0 -	人 35 (30)	人 7 (3)	人 99.5 (82.5)	人 9 (7)	人 8 (3)	人 1 -	人 67 (66)	人 3 (4)	人 95.0 (85.0)	人 40 (27)	人 4 (4)	人 0 -	人 44.0 (31.0)
繊維工業	72.5 (67.5)	10 (12)	1 (1)	0 -	16 (13)	1 (1)	37.5 (38.5)	3 (2)	0 (0)	0 -	22 (18)	2 (0)	29.0 (22.0)	5 (7)	1 (0)	0 -	6.0 (7.0)
木材・家具	90.0 (108.0)	12 (17)	1 (0)	0 -	22 (32)	0 (0)	47.0 (66.0)	5 (4)	0 (0)	0 -	25 (28)	0 (0)	35.0 (36.0)	8 (6)	0 (0)	0 -	8.0 (6.0)
パルプ・紙・印刷	118.5 (114.5)	17 (19)	1 (2)	1 -	18 (22)	1 (0)	54.0 (62.0)	12 (11)	6 (3)	1 -	18 (13)	4 (1)	50.5 (38.5)	13 (14)	1 (0)	0 -	14.0 (14.0)
化学工業	338.5 (331.0)	41 (38)	3 (1)	0 -	47 (53)	3 (5)	133.5 (132.5)	34 (31)	0 (0)	0 -	79 (78)	6 (5)	150.0 (142.5)	51 (48)	4 (8)	0 -	55.0 (56.0)
窯業・土石	182.5 (166.5)	28 (26)	3 (1)	0 -	40 (42)	2 (3)	100.0 (96.5)	10 (9)	3 (0)	0 -	50 (45)	1 (0)	73.5 (63.0)	9 (7)	0 (0)	0 -	9.0 (7.0)
鉄鋼	32.0 (38.0)	4 (5)	0 (0)	0 -	8 (10)	0 (0)	16.0 (20.0)	1 (1)	0 (0)	0 -	12 (13)	0 (0)	14.0 (15.0)	2 (3)	0 (0)	0 -	2.0 (3.0)
非鉄金属	69.0 (64.5)	7 (8)	2 (1)	0 -	17 (12)	0 (0)	33.0 (29.0)	5 (6)	0 (0)	0 -	13 (13)	0 (1)	23.0 (25.5)	13 (10)	0 (0)	0 -	13.0 (10.0)
金属製品	218.5 (212.0)	26 (25)	0 (1)	0 -	48 (48)	2 (1)	101.0 (99.5)	7 (9)	1 (0)	2 -	63 (62)	3 (5)	80.5 (82.5)	30 (26)	6 (4)	2 -	37.0 (30.0)
電気機械	402.5 (387.0)	80 (79)	3 (4)	0 -	63 (66)	5 (7)	228.5 (231.5)	21 (23)	3 (4)	0 -	75 (62)	5 (3)	122.5 (113.5)	46 (34)	5 (8)	1 -	51.5 (42.0)
その他機械	694.5 (670.0)	109 (109)	6 (6)	1 -	139 (141)	6 (5)	366.5 (367.5)	43 (43)	3 (1)	0 -	163 (143)	1 (1)	252.5 (230.5)	68 (64)	7 (8)	1 -	75.5 (72.0)
その他	91.0 (91.0)	8 (9)	2 (1)	0 -	29 (31)	3 (4)	48.5 (52.0)	2 (3)	0 (0)	0 -	17 (13)	1 (2)	21.5 (20.0)	19 (17)	2 (2)	0 -	21.0 (19.0)

注 (1)②の表と同じ

## (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

【詳細表 ④】

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	844 (100.0%)	601 (71.2%)	143 (16.9%)	60 (7.1%)	19 (2.3%)	18 (2.1%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	489 (57.9%)
40-100人未満	519 (100.0%)	468 (90.2%)	51 (9.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	449 (86.5%)
100-300人未満	246 (100.0%)	118 (48.0%)	79 (32.1%)	37 (15.0%)	9 (3.7%)	3 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (16.3%)
300-500人未満	47 (100.0%)	12 (25.5%)	10 (21.3%)	13 (27.7%)	7 (14.9%)	5 (10.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	18 (100.0%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	6 (33.3%)	2 (11.1%)	5 (27.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	14 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	4 (28.6%)	1 (7.1%)	5 (35.7%)	2 (14.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## (5) 身体障害者の部別雇用状況

## ① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能 障害者	音声・言語・ そしゃく機能 障害者	肢体不自由 者	内部障害者	身体障害者 計
民間企業	人 132	人 338	人 39	人 1,420	人 1,084	人 3,013
	( 122 )	( 337 )	( 38 )	( 1,413 )	( 1,038 )	( 2,948 )

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

## ② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能 障害者	音声・言語・ そしゃく機能 障害者	肢体不自由 者	内部障害者	身体障害者 計
40～ 100人未満	人 30	人 57	人 10	人 287	人 249	人 633
	( 29 )	( 46 )	( 11 )	( 275 )	( 229 )	( 590 )
100～ 300人未満	38	101	6	429	291	865
	( 34 )	( 101 )	( 7 )	( 423 )	( 287 )	( 852 )
300～ 500人未満	9	32	1	142	102	286
	( 8 )	( 28 )	( 2 )	( 145 )	( 98 )	( 281 )
500～ 1000人未満	21	38	5	149	100	313
	( 18 )	( 42 )	( 5 )	( 147 )	( 103 )	( 315 )
1,000人以上	34	110	17	413	342	916
	( 33 )	( 120 )	( 13 )	( 423 )	( 321 )	( 910 )

注 (5)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能 障害者	音声・言語・ そしゃく機能 障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、 漁業	1 (1)	1 (1)	0 (0)	8 (9)	3 (3)	13 (14)
建設業	2 (1)	7 (4)	2 (2)	47 (37)	31 (33)	89 (77)
製造業	25 (23)	143 (146)	9 (9)	419 (423)	313 (319)	909 (920)
情報通信 業	1 (1)	4 (3)	0 (0)	12 (14)	10 (6)	27 (24)
運輸業、郵 便業	9 (9)	21 (26)	7 (5)	149 (154)	127 (130)	313 (324)
卸売業、小 売業	11 (8)	30 (26)	2 (3)	125 (119)	121 (105)	289 (261)
金融業、保 険業	4 (8)	18 (26)	3 (4)	36 (63)	17 (26)	78 (127)
不動産業、 物品賃貸 業	2 (0)	2 (1)	0 (0)	6 (4)	3 (2)	13 (7)
学術研究、 専門・技術 サービス	4 (1)	12 (5)	3 (2)	57 (27)	37 (35)	113 (70)
宿泊業、 飲食サー ビス業	1 (0)	6 (3)	0 (0)	16 (20)	17 (10)	40 (33)
生活関連 サービス 業、娯楽業	1 (1)	7 (9)	1 (0)	50 (52)	34 (32)	93 (94)
教育、学習 支援業	1 (0)	3 (2)	0 (0)	22 (18)	21 (19)	47 (39)
医療、福祉	58 (58)	52 (45)	6 (5)	240 (243)	150 (150)	506 (501)
複合サー ビス事業	1 (1)	6 (8)	0 (0)	24 (23)	25 (23)	56 (55)
サービス 事業	11 (10)	26 (32)	6 (8)	208 (206)	175 (145)	426 (401)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)

注 (5)①の表と同じ。

2 公的機関(市町村機関)における在職状況(法定雇用率2.8%)

①概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の割合	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者の短時間勤務職員並びに重度身体障害者及び知的障害者である特定短時間勤務職員(注3)(注4)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)				F. うち新規雇用分(注5)
機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
48 (46)	25,383.0 (25,225.5)	132 (138)	27 (24)	407 (370)	46 (43)	721.0 (691.5)	83.5 (63.0)	2.84 (2.74)	37 (42)	77.1 (91.3)

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注5)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	e. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+d+(c+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注5)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+d+(c+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注6)	o. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注5)	f. 計 o+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注6)		
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	721.0 (691.5)	123 (127)	26 (24)	3 -	203 (188)	36 (38)	494.5 (485.0)	38.5 (27.0)	9 (11)	1 (0)	0 -	70 (63)	5 (5)	91.5 (87.5)	11.0 (2.0)	114 (96)	20 (23)	2 -	135.0 (119.0)	34.0 (34.0)		

〔①表の注〕

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者の短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、C欄の精神障害者である短時間勤務職員については、令和5年4月1日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、C、D欄の短時間勤務職員は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 4 D欄の特定短時間勤務とは、令和5年4月より短時間労働者のうち1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である。
- 5 F欄の「うち新規雇用分」は、令和5年8月2日から令和6年8月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は令和5年8月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔②表の注〕

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③c欄の重度の身体障害者及び知的障害者である特定短時間勤務職員、②③e欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに④o欄の精神障害者である特定短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③f欄並びに④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa d欄及び④o欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb e欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③のc欄及び④e欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 6 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年8月2日から令和6年8月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は、令和5年8月1日現在の数値である。

※実人数

計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
	視力障害	視野障害	聴覚	平衡機能		上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
391 (377)	10 (8)	8 (10)	20 (21)	0 (0)	2 (2)	55 (50)	111 (112)	43 (37)	10 (7)	8 (5)	80 (81)	25 (25)	1 (0)	15 (15)	0 (1)	2 (2)	1 (1)

## 3 公的機関の各機関の状況(法定雇用率2.8%)

## (1)各市町村機関の障害者在職状況

## ●市

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐阜市	4,383.0	132.5	3.02	0.0	(注4)①地方特例
大垣市	2,733.5	78.5	2.87	0.0	(注4)②地方特例
高山市	928.5	28.5	3.07	0.0	(注4)③地方特例
多治見市	875.5	25.0	2.86	0.0	(注4)④地方特例
関市	913.5	23.5	2.57	1.5	(注4)⑤地方特例/※
中津川市	1,400.0	40.0	2.86	0.0	(注4)⑥地方特例
美濃市	380.5	8.5	2.23	1.5	(注4)⑦地方特例/※
瑞浪市	472.0	13.0	2.75	0.0	(注4)⑧地方特例
羽島市	775.5	22.0	2.84	0.0	(注4)⑨地方特例
恵那市	808.0	23.0	2.85	0.0	(注4)⑩地方特例
美濃加茂市	561.5	14.5	2.58	0.5	(注4)⑪地方特例
土岐市	704.5	20.0	2.84	0.0	(注4)⑫地方特例
各務原市	1,271.0	38.0	2.99	0.0	(注4)⑬地方特例
可児市	863.0	25.0	2.90	0.0	(注4)⑭地方特例
山県市	386.5	11.0	2.85	0.0	(注4)⑮地方特例
瑞穂市	561.0	20.0	3.57	0.0	(注4)⑯地方特例
飛騨市	570.5	15.5	2.72	0.0	(注4)⑰地方特例
本巣市	472.5	14.0	2.96	0.0	(注4)⑱地方特例
郡上市	1,074.0	31.0	2.89	0.0	(注4)⑲地方特例
下呂市	692.5	19.0	2.74	0.0	(注4)⑳地方特例
海津市	394.0	8.5	2.16	2.5	(注4)㉑地方特例
計	21,221.0	611.0	2.88	6.0	

## ●町村

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
羽島郡岐南町	206.5	5.0	2.42	0.0	
羽島郡笠松町	168.0	4.0	2.38	0.0	
養老郡養老町	225.5	4.5	2.00	1.5	※
不破郡垂井町	360.5	9.0	2.50	1.0	(注4)㉒地方特例
不破郡関ヶ原町	165.5	5.0	3.02	0.0	
安八郡神戸町	213.0	5.0	2.35	0.0	(注4)㉓地方特例
安八郡輪之内町	132.0	2.0	1.52	1.0	※
安八郡安八町	187.0	2.0	1.07	3.0	(注4)㉔地方特例/※
揖斐郡揖斐川町	360.0	9.0	2.50	1.0	(注4)㉕地方特例
揖斐郡大野町	180.0	6.0	3.33	0.0	(注4)㉖地方特例
揖斐郡池田町	197.0	7.0	3.55	0.0	
本巣郡北方町	217.5	5.0	2.30	1.0	(注4)㉗地方特例/※
加茂郡坂祝町	61.5	2.0	3.25	0.0	
加茂郡富加町	138.0	4.0	2.90	0.0	(注4)㉘地方特例
加茂郡川辺町	187.0	6.5	3.48	0.0	(注4)㉙地方特例
加茂郡七宗町	67.5	2.0	2.96	0.0	
加茂郡八百津町	210.5	5.5	2.61	0.0	(注4)㉚地方特例
加茂郡白川町	98.0	3.0	3.06	0.0	(注4)㉛地方特例
加茂郡東白川村	105.0	4.0	3.81	0.0	
可児郡御嵩町	191.0	6.0	3.14	0.0	
大野郡白川村役場	37.0	2.0	5.41	0.0	
計	3,708.0	98.5	2.66	8.5	

	人	人	%	人	
市町村計	24,929.0	709.5	2.85	14.5	



●教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
養老町教育委員会	83.0	2.5	3.01	0.0	
池田町教育委員会	63.5	1.0	1.57	0.0	
坂祝町教育委員会	51.5	2.0	3.88	0.0	
七宗町教育委員会	42.0	0.0	0.00	1.0	※
御嵩町教育委員会	45.0	1.0	2.22	0.0	
計	285.0	6.5	2.28	1.0	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
	人	人	%	人	
もとす広域連合	169.0	5.0	2.96	0.0	

市町村機関等 総計	人	人	%	人
	25,383.0	721.0	2.84	15.5

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(週所定労働時間が20時間以上、30時間未満)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和6年4月より、特定短時間勤務職員(週所定労働時間が10時間以上、20時間未満)の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については1人を0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 注4の機関は地方特例認定を受けている。  
地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。  
①岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会、岐阜市民病院をいう。  
②～③の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。

※ 公表日時点において不足数が解消されている機関。

## 【詳細表 ⑧】

## (2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	1,167.0	32.5	2.78	0.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	871.0	19.0	2.18	5.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	266.0	6.0	2.26	1.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化 ※
計	2,304.0	57.5	2.50	6.0	

## (3) 公立大学法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
公立大学法人 岐阜県立看護大学	61.0	0.0	0.00	1.0	※
計	61.0	0.0	0.00	1.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(週所定労働時間が20時間以上、30時間未満)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和6年4月より、特定短時間勤務職員(週所定労働時間が10時間以上、20時間未満)の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については1人を0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0.0」と表示しており、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

※ 公表日時点不足が解消している機関